

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【公開番号】特開2015-122023(P2015-122023A)

【公開日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-042

【出願番号】特願2013-266635(P2013-266635)

【国際特許分類】

G 06 F 3/01 (2006.01)

A 61 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/01 3 1 0 B

A 61 B 5/00 1 0 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月21日(2016.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

人体に装着可能なウェアラブル機器であって、

タップ操作が行われると、前記タップ操作の回数であるタップ回数を計数する計数手段と、

前記計数手段によって計数される前記タップ回数が3以上10以下の所定回数に達したか否かを判定する回数判定手段と、

前記タップ回数が前記所定回数に達したと判定されると、所定の処理を実行する実行手段と、を備えることを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項2】

請求項1に記載のウェアラブル機器において、

表示手段と、

前記計数手段によって計数される前記タップ回数を前記表示手段に表示させる表示制御手段と、を有することを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項3】

請求項2に記載のウェアラブル機器において、

前記表示制御手段は、前回の前記タップ操作から予め設定された回数表示時間が経過すると、前記表示手段に前記タップ回数を非表示にさせることを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項4】

請求項2又は請求項3に記載のウェアラブル機器において、

前記表示制御手段は、前記回数判定手段によって前記タップ回数が前記所定回数に達したと判定されると、前記表示手段に表示された前記タップ回数を所定時間維持させることを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項5】

請求項1から請求項4のいずれかに記載のウェアラブル機器において、

前回の前記タップ操作から予め設定された回数保持時間が経過すると、前記計数手段により計数されている前記タップ回数を初期化する回数初期化手段を備えることを特徴とす

るウェアラブル機器。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれかに記載のウェアラブル機器において、

前記回数判定手段によって前記タップ回数が前記所定回数に達したと判定されると、予め設定された規制時間、前記計数手段による計数を規制する規制手段を備えることを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項7】

請求項1から請求項6のいずれかに記載のウェアラブル機器において、

加速度値を検出する加速度検出手段と、

検出された加速度値の変化に基づいて、前記タップ操作が行われたか否かを判定する操作判定手段と、を備え、

前記計数手段は、前記操作判定手段により前記タップ操作が行われたと判定されると、前記タップ回数を計数することを特徴とするウェアラブル機器。

【請求項8】

人体に装着可能なウェアラブル機器の制御方法であって、

タップ操作が行われると、前記タップ操作の回数を計数し、

前記タップ操作の回数が3以上10以下の所定回数に達した場合に、所定の処理を実行することを特徴とするウェアラブル機器の制御方法。